

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

株主総会費用

Q: 株主総会の席上での茶菓代、簡素なおみやげ代等は交際費になるのでしょうか。

A: 交際費には該当しません。

【解説】

株主総会は、商法上開催が義務づけられているもので、社屋新築とか創立何周年記念とかのパーティーとは基本的に異なりますから、その開催に通常要する費用は、交際費に該当しません。

具体的な総会費用を例示してみると、会場の賃借代から、マイク、ビデオ、スライド等の機器使用、リハーサル、招集通知作成、社長の身辺警護、など実にさまざまですが、いずれも株主総会に伴う費用として単純な経費とできます。

総会の席上での茶菓代、タオル、ボールペン、少額の会社製品等のおみやげ代も、接待贈答目的でなく、総会出席者に対する通常の儀礼の範囲内のものとして、上記と同様に取り扱うことができますが、1人1万円相当の支給ともなると、交際費に該当することになるでしょう。

また、昼食代についても、「会議に関連して茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」の範囲内のものであれば、総会終了後に提供するものでも交際費としないことができます。ただし、これも、大株主だけを料亭に招待して接待するような費用は、通常要する費用の範囲を超えますので、交際費に該当します。

